

# 政調全体会議・日本経済再生本部 合同会議 (進行・次第)

平成26年6月19日(木)午後3時30分～  
党本部901号室

1. 開会・進行 塩崎 恭久 政調会長代理
2. 挨拶 高市 早苗 政務調査会長  
甘利 明 経済再生担当大臣兼  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)  
稲田 朋美 規制改革担当大臣

### 3. 議事

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」素案
- ・「日本再興戦略の改訂」素案
- ・「規制改革実施計画」素案

————— 質疑応答・意見交換 —————

### 4. 閉会

以上

#### 【内閣府】

西村 康稔 内閣府副大臣  
石井 裕晶 政策統括官(経済財政運営担当)  
中村 昭裕 官房審議官(経済財政運営担当)  
木下 賢志 官房審議官(経済財政運営担当)  
持永 秀毅 官房審議官(経済社会システム担当)  
豊田 欣吾 官房審議官(経済社会システム担当)  
林崎 理 官房審議官(経済社会システム担当)  
富屋誠一郎 地域活性化推進室長代理

#### 【日本経済再生総合事務局】

菅原 郁郎 事務局長代理  
飯塚 厚 次長  
田和 宏 次長

#### 【規制改革推進室】

滝本 純生 室長

経済財政運営と改革の基本方針 2014(仮称)  
(目次)

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題 — 1

1. デフレ脱却・日本経済再生
2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性
3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興
4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 — 7

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
  - (1) 女性の活躍、男女の働き方改革
  - (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 等
  - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進
  - (4) 少子化対策
  - (5) 健康長寿を社会の活力に
2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革
  - (1) イノベーション
  - (2) コーポレートガバナンス
  - (3) オープンな国づくり
  - (4) 資源・エネルギー
  - (5) 規制改革
3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生
  - (1) 「新しい東北」の創造
  - (2) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化—オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
  - (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化
  - (4) 農林水産業・地域の活力創造
  - (5) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保
  - (1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等
  - (2) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等
  - (3) 暮らしの安全・安心(治安、消費者行政等)
  - (4) 地球環境への貢献

## 第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

### 1. デフレ脱却・日本経済再生

日本経済は、低い経済成長と長引くデフレによる停滞の20年を経験してきた。安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、新たな経済政策（「アベノミクス」）に一体的に取り組んできた。現在、経済の好循環が動き始め、日本経済は長期停滞やデフレで失われた自信をようやく取り戻しつつある。

この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す。

#### （アベノミクスの成果と今後の方針）

日本銀行は「量的・質的金融緩和」<sup>1</sup>を推進し、政府は10兆円規模の経済対策<sup>2</sup>を着実に実施するとともに、民間投資を喚起することを狙いとする「日本再興戦略」<sup>3</sup>を策定し、「産業競争力の強化に関する実行計画」<sup>4</sup>等により、具体化を図ってきた。さらに、昨年10月に8%への消費税率引上げを判断する際には、景気の下振れリスクへの対応等のため、1兆円規模の税制措置と5兆円規模の新たな経済対策などを内容とする「経済政策パッケージ」<sup>5</sup>を策定した。これを受けた「好循環実現のための経済対策」<sup>6</sup>を具体化する平成25年度補正予算と、平成26年度当初予算において実施率目標を設定し、早期執行に取り組んでいる。我が国経済は、こうした三本の矢の効果もあって、実質GDPは6四半期連続のプラス成長となった。この間、企業の業況判断は中小企業を含め幅広く改善し、設備投資も増加が続いている。地域別にみても、全ての地域で景況が大幅に改善している。雇用情勢は新規求人倍率が約7年ぶりに1.6倍台に達し、失業率は3%台半ばに低下するなど着実に改善してきている<sup>7</sup>。このように日本経済は力強さを取り戻しつつある。物価動向も、もはやデフレ状況ではなく、デフレ脱却に向けて着実に前進している。

経済の好循環実現に向けて、拡大した企業収益を賃金上昇につなげ、個人消費を拡大させることで更なる企業収益の拡大に結び付けることが重要である。昨年の「経済の好循環

<sup>1</sup> 「量的・質的金融緩和」の導入について（平成25年4月4日、日本銀行）

<sup>2</sup> 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）

<sup>3</sup> 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）

<sup>4</sup> 「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定）

<sup>5</sup> 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）

<sup>6</sup> 「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）

<sup>7</sup> 生活保護世帯数の伸び率も低下している。

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。

少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化、家計貯蓄率の低下や経常収支黒字の縮小が想定される中で、持続可能な財政と社会保障の構築は必要不可欠である。経済再生、財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していく。

#### (当面の財政健全化目標に向けて)

上記の考え方の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化等の収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

2020年度の基礎的財政収支の黒字化<sup>77</sup>に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるように検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。

また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。

経済財政諮問会議においては、半年毎に、経済財政の動向の点検を行いながら、財政健全化の進捗状況を確認する。

こうした財政健全化に向けた取組を通じて、国債に対する信認を確保し、長期金利が急上昇するリスクに対応するとともに、家計や企業の財政に対する不安を払拭し、個人消費や民間投資の拡大を促していく。

<sup>77</sup> 本年1月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、良好な経済環境の下でも、2020年度に対GDP比1.9%程度(11.9兆円程度)の赤字が見込まれている。2020年度に向けて11.9兆円程度の赤字を解消するためには、6年間の単純平均で毎年2兆円程度の追加的な収支改善が必要とされる試算結果となっている。

## (法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。(再掲)

## 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。

### (1) 社会保障改革

#### (基本的な考え方)

我が国の社会保障給付は、少子高齢化の更なる進行の中で、継続的に経済成長を上回るペースで増大しており、国民の負担の増大を抑制していくことが重要である。このため、国民のニーズに対応するための社会保障の機能強化を図りつつ、自助・自立のための環境整備を進める。国、地方公共団体、保険者等がそれぞれの役割を的確に果たすこと等により、医療・介護を中心に社会保障給付について、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある。その際、「自然増」について、高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していく。

その際、先進的に取り組んでいる地域の事例の横展開や各制度の横断的見直しの視点が重要である。特に、地域横断的な医療介護情報の ICT 化により「見える化」を進め、各地域の状況を比較した結果を踏まえて医療介護支出の効率化・適正化を図る。

世代間・世代内での負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担を重視する制度への転換を進める。

#### (医療・介護提供体制の適正化)

医療提供体制については、関係者間での協議及び都道府県による実効性のある行政上の措置等を通じて、病床の再編等を含め、早急な適正化を推進する。その際、地域の医療需要の将来推計等の情報を基に各医療機能や在宅医療の必要量を含めた地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行うとともに、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める。こうした医療提供体制の再編と併せて在宅医療・介護を進める地域包括ケアの推進を図ることにより、患者がその状態に応じたふさわしい医療等を受けることができるようにするなど入院の適正化を図る。

また、平成 27 年の医療保険制度改正に向け、都道府県による地域医療構想と統合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、その実現のための取組が加速されるよう、医療費適正化計画の見直しを検討する。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す。~~その見直しの実施に当たっては、必要な人材養成や研修等の支援を行う。~~

介護については、第 6 期以降の介護保険事業計画の策定等に当たり、上記の医療における取組と歩調を合わせつつ、市町村及び都道府県において 2025 年までのサービス見込量、給付費、保険料を推計し、中長期的な視野に立った工程管理ができるよう、PDCAマネジメントを行う。

地域医療構想や医療費適正化計画の策定等に当たっては、国は、都道府県・市町村において必要となる人材の養成、研修等の体制整備の支援を行う。

#### (保険者機能の強化と予防・健康管理の取組)

サービス提供の効率化や質の向上を図るためには、保険者機能の強化が欠かせない。

国民健康保険については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営などを都道府県が担うこととしていく中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断することができる体制や、市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築について、平成 27 年通常国会への法案提出に向けて検討を進める。国保の医療費適正化への取組を支援する観点から、特別調整交付金を引き続き活用すると同時に、医療費適正化へのインセンティブを強化する観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討する。

保険料負担については、世代間・世代内での公平を図る必要がある。後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすることを検討する。加えて、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることや、医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担についてさらに負担能力に応じた負担とすることについて検討する。

また、ICTの活用を更に進める観点から、各保険者が自らの被保険者に対して、レセプト・健診等のデータを利活用した後発医薬品の使用促進、かかりつけ医の協力を得て患者に対する意識改革を進めることによる頻回受診の抑制や、生活習慣病の早期治療

等による重症化予防、公的保険外サービスの活用を含む予防・健康管理の取組（データヘルス）を進める中で、医療費の効率化の効果等を指標とした評価を含めたPDCAサイクルの取組を促す。データヘルスの推進に当たっては、事業者の取組と連携すること等によりインセンティブを強めるなど、各保険者が主体的に保険者機能を強化し、効率化を図っていく仕組みとしていく。また、保険者が被保険者に対して、本人の予防・健康管理への取組に応じてインセンティブを付与する取組を推進する。地域保健・職域保健の連携を推進する。

また、離職・転職や結婚等によって国民（被保険者）が保険者の間を移動しても、保険者が当該被保険者の医療情報や健診情報を継続的に知ることができるよう、レセプトデータ等への社会保障・税番号等の番号の導入について検討を早急に進める。

#### （介護報酬・診療報酬等）

平成 27 年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

また、今後の診療報酬改定に向けて、医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することや、医療提供者に対して良質かつ効率的な事業運営を促す報酬の在り方について検討する。

#### （薬価・医薬品に係る改革）

医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性・適正性について検証するとともに、診療報酬上の評価において、調剤重視から服薬管理・指導重視への転換を検討する。その際、薬剤師が処方変更の必要がないかを直接確認した上で一定期間内の処方箋を繰返し利用する制度（リフィル制度）などについて医師法との関係に留意しつつ、検討する。

薬価については、平成 26 年度診療報酬改定において導入された、一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない長期収載品の薬価を見直す仕組みの効果や、後発医薬品の価格体系の変更による上市状況の変化などを検証しながら、薬価の適正化を図る。加えて、薬価計算の基礎となる市場実勢価格の早期形成を促し、その状況を的確に把握する。

薬価調査、更には薬価改定が 2 年に 1 度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。

このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるように、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討する。

薬価の見直しにあたっては、創薬インセンティブを損なわないよう、薬剤給付費の適正化と先進的な創薬力の維持強化のバランスを踏まえた対応を行う。

また、セルフメディケーションが進むよう、医薬品の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を加速するための取組を具体的な目標を設定して推進する。後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。そのためにも、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供や安定供給のための施策を推進する。

#### （年金）

年金については、マクロ経済スライドを着実に実施するとともに、財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方や企業年金の活用促進などについて検討する。国民年金保険料の納付率向上や厚生年金保険の適用促進に向けて、取組を推進する。

#### （生活保護・生活困窮者対策）

生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法<sup>78</sup>に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。生活保護を受給する高齢者世帯が増加しているため、高齢者に至る前の40歳代・50歳代の被保護者等の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者等を取り巻く社会環境を整える。

生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対する後発医薬品の使用促進に努めるとともに、自治体が保健指導を実施すること等により、被保護者の健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図る。

また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

#### （2）社会資本整備

##### （基本的な考え方）

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、公的資本のマネジメントや非常時と平常時における施設の効果的な共用を重視した社会資本整備を計画的に推進することがへとその在り方を大きく転換することも求められる。

<sup>78</sup> 「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)



このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

#### (民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP<sup>79</sup>／PFI<sup>80</sup>の抜本改革に向けたアクションプラン」<sup>81</sup>の実行を加速する。

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP／PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP／PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP／PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る<sup>82</sup>。

また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP／PFI市場への民間資金の流入を促進する。

地方公共団体におけるPPP／PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP／PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、建設生産システムの省力化・効率化等を推

<sup>79</sup> Public Private Partnership 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

<sup>80</sup> Private Finance Initiative 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

<sup>81</sup> 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)

<sup>82</sup> 官民連携体制の確立、民間資金等活用事業推進機構の活用による案件形成の強力な推進、民間提案等の促進に資する関連情報の提供に向けた環境整備、地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体間のネットワークづくりやノウハウの共有など広域的な活用等。